

春

町を彩るトピックス

船越の復興さくらの丘

824本の植樹が完了

◎植樹感謝祭を開催



4月15日、船越家族旅行村で復興さくらの丘植樹感謝祭が開催されました。植樹された桜の苗木は84本。今回で、東日本大震災で犠牲になられた人と同じ824本の植樹が完了しました。この日は、町内外から150人が参加し、丘の頂上で植樹の方法を教わったあと、1本1本丁寧に植えていきました。その後、蒸しガキやそばのお振る舞いも行われ、参加者は舌鼓を打ちました。4年続けて植樹に参加している新家真生さん（豊間根小3年）と新家宏太君（同1年）。

「ことしは晴れてよかつた」「疲れたけど桜が咲くのが楽しみ」と満面の笑みで話していました。

次に行われたのはさくらの丘を一周するスタンプラリー。参加者は、足元に咲く水仙やこれまでに植樹された桜の木が小ぶりながらも花を咲かせる光景を

楽しみながら、丘を散策していました。

◎多くの人が協力した5年間

桜の植樹がスタートしたのは平成25年。同旅行村の元管理人・藤原長一さんやNPO法人さくら並木ネットワーク、そして地域住民の協力でこれまで植樹や、丘周辺の草刈りが行われてきました。藤原さんは「みんなの支えで824本植樹できました。これからも手入れをしながら、みんなが集まる場所になつていつて欲しいです」と顔をほころばせていました。

◎未来へ：

今から20～30年後には、右のような光景が船越に現れます。このイメージ図を作成したのはさくら並木ネットワークの理事・桜野良充さん。「きれいな桜は観光の名所や人々の集いの場になります。しかし、本当に素晴らしいのは、その桜を周囲で守っていく人々だと思います。植樹は完了しましたが、ここがスタートライン。みんなで守り、イメージ図のように花を咲かせることを願っています」と力を込めていました。



道の駅から望む未来の復興さくらの丘のイメージ



山田で一生の思い出を

町商店街が結婚式事業

Yamada
Bride



結婚式を盛り上げる新生やまだ商店街のみなさん

（昆尚人代表理事）は、4月1日から町内での結婚式を企画する「Yamada Bride」（ヤマダブライド）事業を始めた。町などと組織した実行委員会が、新鮮な幸を使つた料理、思い出の場所での写真撮影など、山田ならではの結婚式を提案します。

事業を始めるきっかけとなつたのは、昨年、商店街で結婚式を行つた一組の夫婦。「町には、結婚式を行える施設はありません。

んが、商店街で協力すれば、すてきな結婚式にできると思います」と昆さんは振り返ります。

事務局長の椎屋百代さんは「町

の花嫁を町の人たちが祝福する。

それだけで、一生の思い出に残

る結婚式になると思います」と笑顔を見せます。今後の展望を伺うと、「オランダ島での結婚式を企画できたら最高だと思います」と昆さん。椎屋さんは「この企画をみんなで盛り上げたいです。実行委員はまだ募集していますので、興味のある人はご連絡を」と話しています。

この事業や実行委員に関する問い合わせは、同商店街協同組合（☎77-3732）へどうぞ。



昨年行われた結婚式
(昆さん提供)

町が新婚生活のスタートを応援 住居費と引っ越し費用を助成します

結婚新生活サポート事業

町では、「結婚新生活サポート事業」を実施します。この事業は、町内で結婚生活をスタートする新婚世帯を支援するもので、住居費と引越し費用の一部を助成します。

▷ 対象世帯 次の要件をすべて満たす世帯

- 平成29年1月31日～平成30年3月31日に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯

・夫婦の前年の所得額の合計が340万円未満であること

※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を所得額から控除できます。また、婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職した場合は、所得なしとして夫婦の所得を算出します。

- ・対象となる住居及び夫婦の住所が町内にあること
- ・他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと
- ・過去に同じ補助金の交付を受けていないこと
- ・町税などの滞納がないこと

▷ 対象経費 平成29年1月1日～平成30年3月31日に生じた次の費用

- ・住居費…婚姻を機に住宅を購入し、または賃借して居住する際に要した費用（住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など）

※勤務先から住居手当が支給されている場合、住居手当分は除きます。

- ・引越し費用…婚姻に伴う引越しに要した経費で、引越事業者または運送業者に支払った費用

▷ 助成額 1世帯当たり上限24万円

▷ 申請方法 町健康子ども課子育て世代包括支援センター（保健センター内）に備え付けの申請書に次の書類を添え申請してください。

- ・夫婦の所得証明書
- ・貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合）
- ・物件の売買契約書（住宅を購入した場合）
- ・物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書（住宅を賃貸借した場合）
- ・引越しに係る領収書（引越し費用）

※このほか、結婚後の戸籍謄本などが必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

▷ 申請期限 平成30年3月31日

◆申請先・問い合わせ 町健康子ども課子育て世代包括支援センター（☎82-3111内線601）へどうぞ。